

## 保護期間の問題等に関する要望について

### 【保護期間の問題に関する要望】

- ① 著作権問題を考える創作者団体協議会（平成18年9月22日）
- ② 著作権保護期間の延長問題を考える国民会議（平成18年11月8日）
- ③ 日本弁護士連合会（平成18年12月22日）
- ④ 協同組合日本映画監督協会（平成19年1月12日）

### 【戦時加算の問題に関する要望】

- ⑤ 著作権問題を考える創作者団体協議会（平成19年6月25日）

人々の生活を豊かにする文化芸術の振興のために、  
国際的なレベルの著作権保護が必要です。

文学、美術、写真、音楽などの知的財産は、人々の生活を豊かにしていく上でかけがえのない宝物であり、文化や産業の発展の基盤、推進力でもあります。長く人々に愛されるこうした貴重な文化資産は、著作者の著作権が保護され、創作活動が活性化することによって初めて生み出されます。

「文化は模倣により発展するものであり、著作権はその発展を妨げている。保護期間の延長はそれをさらに助長する。」という意見も時に聞かれますが、大切なのは作品の創作性であり、著作権はその創作性を保護するものであって、他人の表現の模倣や真似による作品を保護するものではありません。そのような著作権の保護を充実し、創作の価値を認めていくことが文化芸術振興の基本であり、そのことが我が国の目指す知財立国の実現につながるものです。

このように考える私たちは、著作権の保護期間を、国際的なレベルである「著作者の死後70年まで」に延長することを要望いたします。

2006年9月22日

#### 著作権問題を考える創作者団体協議会

- |                  |                  |
|------------------|------------------|
| (社) 日本文藝家協会      | (協) 日本脚本家連盟      |
| (協) 日本シナリオ作家協会   | (社) 日本児童文学者協会    |
| (社) 日本児童文芸家協会    | (社) 日本漫画家協会      |
| (社) 日本美術家連盟      | 日本美術著作権連合        |
| (中間法人) 日本写真著作権協会 | (協) 日本写真家ユニオン    |
| 日本音楽作家団体協議会      | (社) 日本音楽著作権協会    |
| (社) 音楽出版社協会      | (社) 日本芸能実演家団体協議会 |
| (社) 日本レコード協会     | (社) 日本歌手協会       |

合計 16 団体

- 文化芸術が発展し、優れた芸術作品を人々が豊かに享受できるようにするために、著作権保護の充実が必要です。

著作権の保護は、創作者の創造性を高め、創作意欲を鼓舞し、文化的価値の高い作品を生み出していく上で極めて大きな役割を果たしています。長く人々に愛される貴重な文化資産が少しでも多く生み出され、後世の人々が享受できるこれらの文化資産を少しでも豊かにするために、創作者とその作品に対する敬愛の念にふさわしい適正な保護期間を与え、今を生きる創作者のインセンティブを高めることが大切です。また、著作物の表現や伝達に大きな役割を果たす著作隣接権の保護期間の延長もあわせて検討が必要です。

- 国際的な調和なくして真の著作権保護も文化交流も実現しません。

相手国が大切にしている文化資産に対しては、自国のそれと同様の敬意を払うのでなければ真の文化交流は生れてきません。インターネットが発達し、著作物が瞬時に国境を越えて流通する時代においては、一国のみで著作権を保護することは不可能です。このため、保護期間についても国際的調和を図っていく必要があります。

- 著作権保護の充実なくして真の知財立国は実現しません。

知的財産を国の文化や産業の基盤とし、魅力ある日本を実現していく中、その基本となる著作権の保護期間が、欧米諸国など多くの諸外国より短いままということは、国家戦略の放棄を意味するに等しいものだと思います。真の知財立国を実現するためにも、欧米諸国並に保護期間を延長するべきです。

- 戦時加算問題（著作権問題については戦後はまだ終わっていない。）

著作権の保護期間の戦時加算とは、第二次大戦中に我が国が連合国民の著作権を保護していなかったとの理由により、連合国民の著作物について、約10年間の保護期間を加算する義務が日本にのみ課せられているという極めて不平等な取り決めです。戦後60年を経過した現段階において、このような戦時加算制度は、保護期間の延長にあわせ連合国の理解を得て廃止するべきです。

- より適正・円滑な利用を促進するために

文化芸術の振興を図る上では、著作者や作品に関する情報が公開され、利用者が容易にアクセスできる環境を整備することが必要です。私たちは、データベースを整備するなど、様々な情報を検索できるポータルサイトの構築をはじめとして、円滑な利用の促進に向けて取り組んでいます。

以上

## 『もっと議論を！著作権保護期間の延長問題』

現在、わが国の著作権の保護期間は、「著作者の生前全期間 及び 死後 50 年間」が原則です。これに対して、欧米諸国の多くは、1990 年代に相次いで著作権の保護期間を一律 20 年間延長いたしました。これを受けてアメリカや国内の権利者団体は、日本でも保護期間を 20 年間延ばすよう、政府に要望しています。

著作権の保護期間については、前述のように延長を求める要望がある反面、延長によるさまざまな影響を危惧する声も少なくありません(添付 1・2)。「欧米では過去も何度か、戦前の古い作品の著作権が切れそうになると期間延長がくり返された。今後も延長が続くのでは」と指摘する声もあります。

複雑化する著作権処理、著作権侵害をめぐる論争、保護期間切れと新訳ブーム、通信放送の融合…。いま、著作権には社会の注目が集まり、その言葉が各種メディアに登場しない日は珍しいほどです。表現活動や文化産業に決定的な影響を与える存在となった著作権。その中でも、保護期間の延長こそ、私たちの文化と「知財立国」のゆくえを決める大問題といえます。

保護は一度延長されると、既得権の関係で短縮はきわめて難しい性質のものです。過去、一度延長された期間が短縮された例はほとんどありません。それだけに今こそ、多様な立場の人々が、この大問題についてもっと意見を交わすことが大切ではないでしょうか。単に権利者団体と利用者団体だけの問題に矮小化してしまったり、国民的議論を尽くさないままに延長が決まるとすれば、大変残念なことです。

以上の観点から、下記の通り、ジャンルをまたがる発起人が集って『著作権保護期間の延長問題を考える国民会議』を立ち上げました。今後はHPの運営やシンポジウムの開催を通じて、保護延長問題について広く議論を呼びかけて行く予定です。延長問題については、多様なセクターの関係者から広く意見を聞き、かつ、延長がされた場合の文化的・経済的影響について実証的なデータや予測に基づいて慎重に議論することが必要です。国民的議論を尽くさずに保護期間延長を決定しないよう、要望いたします。

2006 年 11 月 8 日

「著作権保護期間の延長問題を考える国民会議」発起人一同

	氏名	職業
1	浅井 隆	アップリンク主宰
2	東 浩紀	哲学者、批評家
3	市村 作知雄	アートネットワークジャパン理事長、東京国際芸術祭ディレクター
4	烏賀陽 弘道	ジャーナリスト

5	岡崎 眞	イーブック・システムズ(株)社長
6	岡山 尚幹	(社)日本オーケストラ連盟常務理事
7	奥山 緑	(財)せたがや文化財団制作課長
8	小沼 雄一	映画監督、シェアウェア作家
9	小野島 大	音楽評論家
10	片山 正夫	(財)セゾン文化財団常務理事
11	金井 重彦	弁護士
12	城所 岩生	成蹊大学法学部教授、米国弁護士
13	くまがい マキ	劇作家、映画配給会社代表
14	熊倉 純子	東京藝術大学音楽学部助教授
15	桑野 雄一郎	弁護士
16	鴻上 尚史	劇作家、演出家、映画監督
17	鴻池 朋子	アーティスト
18	小寺 信良	文筆家、AV機器ジャーナリスト
19	小林 真理	東京大学大学院人文社会系研究科助教授
20	境 真良	早稲田大学大学院 GITS 客員助教授
21	佐野 眞一	ノンフィクション作家
22	三遊亭 圓窓	落語家
23	塩澤 一洋	成蹊大学法学部助教授、東京大学先端科学研究センター特任助教授
24	高城 剛	映像作家、ハイパー・メディアクリエイター
25	高萩 宏	(財)せたがや文化財団ゼネラルプロデューサー
26	高橋 健太郎	音楽評論家、プロデューサー、エンジニア
27	竹熊 健太郎	文筆家、編集者
28	田中 珍彦	(株)東急文化村代表取締役副社長
29	田中 辰雄	慶応義塾大学経済学部助教授
30	田村 善之	北海道大学大学院法学研究科教授
31	塚本 慶一郎	インプレスグループ代表
32	津田 大介	IT・音楽ジャーナリスト、*世話人
33	椿 昇	現代美術作家、京都造形芸術大学芸術学部教授
34	常世田 良	(社)日本図書館協会
35	富田 倫生	電子図書館「青空文庫」呼びかけ人
36	内藤 篤	弁護士、シネマヴェーラ渋谷館主
37	永井 愛	劇作家、演出家
38	中原 昌也	ミュージシャン、映画評論家、小説家
39	仲俣 暁生	フリー編集者、文筆家
40	中村 伊知哉	慶応義塾大学教授、(財)国際IT財団専務理事
41	中村 ケンゴ	美術作家
42	中山 一郎	信州大学法科大学院助教授
43	二関 辰郎	弁護士
44	萩野 正昭	(株)ボイジャー代表取締役社長
45	八谷 和彦	メディアアーティスト
46	平田 オリザ	劇作家、演出家
47	P I R A M I	作曲家、クワレコ通信発行人
48	福井 健策	弁護士、*世話人
49	福富 忠和	ジャーナリスト、デジタルハリウッド大学教授
50	藤田 康幸	弁護士
51	別役 実	劇作家

52	増田 聡	大阪市立大学大学院文学研究科専任講師
53	松浦 雅也	アーティスト、ゲームプロデューサー
54	宮島 達男	アーティスト
55	毛利 嘉考	東京藝術大学音楽学部助教授
56	山形 浩生	評論家
57	山口 裕美	アートプロデューサー、芸術振興市民の会理事
58	山崎 芳人	(株)キョードー東京代表取締役社長
59	山本 幸治	(社)全国コンサートツアー事業者協会常務理事
60	横山 久芳	学習院大学法学部助教授
61	善積 俊夫	(社)日本クラシック音楽事業協会常務理事
62	ローレンス・レッシング	スタンフォード大学ロースクール教授、オブザーバー
63	渡辺 健吾	(有)フロッグネーション/フロッグマン・レコーズ代表
64	渡辺 裕	東京大学大学院人文社会系研究科教授

事務局

	名 前	肩 書
1	作田 知樹	Arts & Law 代表
2	宮崎 刀史紀	早稲田大学演劇博物館客員講師
3	山内 一馬	東京大学教養学部

11月7日付けリスト / 50音順・敬称略 / 全て個人資格での参加

事務局： 骨董通り法律事務所 For the Arts 内  
 東京都港区南青山5-18-5 南青山ポイント1階  
 TEL: (81)3-5766-8980 FAX: (81)3-5466-1107 E-mail: info@thinkcopyright.org

## 著作権の保護期間延長に関する意見書

2006年12月22日

日本弁護士連合会

著作権の保護期間延長について日本弁護士連合会は以下のとおり意見を述べる。

### 第1. 日本弁護士連合会の著作権保護期間延長に対する意見と提言

著作権の保護期間（著作者の死後50年）を20年延長して、死後70年を原則とすることについては反対する。

保護期間延長を検討する場合、十分な討議、実証的データの収集、影響が予想される関係者からの意見聴取のプロセスを踏んで、慎重に検討されるべきである。

上記の手続きを踏まえたうえで、なお保護期間の延長が選択された場合は、期間延長に伴うデメリット、不都合を洗い出し、これを可及的に回避すべく実効性ある措置、制度を遅くとも保護期間の延長と同時に整備するべきであることを提言する。

### 第2. 日本弁護士連合会の意見と提言の理由

#### 1. 問題の所在

社団法人日本文藝家協会等の権利者団体は、去る9月22日、著作権の保護期間延長を求める要望書を文化庁著作権課に提出した。内容は、現在「著作者の生前及び死後50年間」である著作権の保護期間を、更に20年間延長し「死後70年間」とすること等を求めるものである。

なお、保護期間延長による不都合への対処として、死後の許諾のとりくさに対処するためデータベース整備等に取り組むとされている。

ベルヌ条約が加盟国に要求する著作権の保護期間は死後50年間であるが、多くの欧米諸国は、1990年代に保護期間を一律20年間延長している。

米国は、わが国に対し「規制改革及び競争政策イニシアティブ」において、わが国の著作権の保護期間の延長を再三要求している。米国では過去においても、古い作品の著作権が切れそうになると、延長が繰り返されており、1998年の保護期間延長（いわゆる「ミッキーマウス保護法」）については社会的論争を生み、大規模な違憲訴訟の対象にまでなった（訴訟結果は、連邦最高裁において合憲確認、ただし全員一致ではない。）。

日本文藝家協会等の前述の「要望書」はかかる状況の下でなされたもので

あり、著作権の保護期間延長は現実的立法問題となっている。

## 2. 保護期間延長論の根拠とするもの

保護期間の延長が必要な理由として挙げられるのは概略、次のようなものである。

- (1) 保護延長は創作者にとって新たな創作の意欲を高める。
- (2) 国際的調和をはかることが文化交流の観点から望ましい。またわが国の著作物の真の国際競争力につながる。
- (3) 欧米諸国なみに延長することで真の「知財立国」を実現できる。
- (4) 延長とあわせて（わが国だけが一方的に課されている）「戦時加算」を解消できる。
- (5) 保護期間の延長により、著作物の資産価値が高まり、これを利用してファイナンスすれば、再生産のための資金調達が容易になる。

## 3. 保護期間延長論への危惧ないし疑問

著作権の保護期間の延長に対する危惧ないし疑問として、次のものがある。

### (1) 創作者の利益になるのか

保護期間を著作者の死後 50 年からさらに延ばしても著作者の創作活動を支えることにはならない。

### (2) 利用許諾権者の拡散

死後長期化するほど相続等の権利承継が多くなり、権利が分散化し利用許諾を得るのが一層困難となる。

それによって各種文化活動やアーカイブ活動などの創作、実演、研究、保存等の活動を萎縮させることになる。

また権利処理の煩雑さから、むしろ死蔵され日の目を見ない古いコンテンツが増える蓋然性が高い。

### (3) 創造性のサイクルを害する

古い作品に基づいて新しい作品が創られるという、著作物の「創造のサイクル」が害されるという危惧が否定できない。

### (4) わが国の知財戦略として適切な選択ではない

国際協調という大義はあるものの、保護期間を延長しても欧米の一部権利者の利益に資するのみなのが実際に、わが国の権利者にとっての現実的利益はない。むしろわが国の創作者の創作活動の自由領域を狭めるという意味では結果的に「知財立国」に逆行する可能性がある。

### (5) 「戦時加算」の解消とは無関係



「戦時加算」はサンフランシスコ講和条約上の義務であり、著作物の保護期間の延長がその解消に資するというのは極度に現実性の低い一方的な希望にすぎない。

- (6) 著作権の保護期間が延長されたとしても、評価の定まらない著作物について70年以上先まで見通してファイナンスがされるというのは非現実的である。

#### 4. 意見の理由

- (1) 著作権制度のあり方は、わが国の今後の文化活動や創造活動のあり方に大きな影響を与えるものである。特に保護期間は、一度延長されると既得権の関係で短縮はきわめて難しい。

上述の観点から、保護期間の延長については、次のような点につき十分に配慮し、慎重に議論し、検討し尽くすことが必要・不可欠である。

ア. 直接の当事者と言うべき権利者団体はもちろんのこと、延長によって直接的な影響を受ける、オーケストラや合唱団等の実演家団体、芸術団体、図書館や電子アーカイブ等の保存・公開活動の主体、視聴覚障害者等の福祉関連利用者、教育機関及び研究機関、各種分野における現場の著作者を含む各種のクリエイター、放送局・出版社等の事業者、その他関係者の意見を広く十分に聞くべきである。

イ. 延長が具体的にどれだけ著作者の意欲を高めるのか実証的なデータや経験に基づく検討が必要と思料する。

ウ. 保護期間の延長以外のより社会的影響の少ない実効的な創造振興策の調査検討をする。

エ. 延長によってわが国の知的財産権収支はどのような影響を受けるのか、直ちに延長を図らない場合、わが国の著作物の国際的流通に具体的にどのような影響が出るのか、等の諸点について文化政策論・経済学・国際ビジネス論等の視点から、実証的なデータや実験に基づいた検討を尽くす。

- (2) 仮に保護期間を延長するとした場合の前提措置の提案の理由

上記の議論と検討を尽くした上で、仮に結果として保護期間の延長を決定する場合、前提条件として、既に提案されているデータベースの整備（どこまでデータを過去に溯及できるかという問題は置いておく。）が実効性のあるものが創られることは勿論のこととして、これに加えて、保護の期間延長により確実に生じるであろう、または深刻化するであろう不都合を可及的に小さなものとするために、以下のような措置が事前

に講じられることを提案する。

ア. 著作者死亡後の作品について、網羅性・実効性の高い利用許諾の制度の創設、整備と継続的維持のための予算制度。

イ. 相続人が多数となった、あるいは相続人の一部または全部が不明または所在不明となった、という、発生が稀有でない事例に備えて、簡易で実効性が高い利用裁定制度の整備と予算措置。

ウ. 著作者死後の作品について保存・普及・研究・教育・福祉等を目的とする小規模利用や、非営利利用を困難にしないための更なる措置。

以 上

文化審議会著作権分科会  
会長 野村豊弘様

## 著作権保護期間の問題について

——協同組合日本映画監督協会の意見

最近著作権の保護期間を、著作者の死後50年から70年に延長することの是非をめぐる論議が盛んになっています。ところが、その論議からまったく等閑に付されている重大な問題があります。この機会に私たち映画監督の立場から、意見を提起させていただきます。

保護期間の長さの妥当性・整合性を論ずる前に、映画だけがなぜ「公表後」なのか、その論理的根拠を考えていただきたい。著作権法は、理念に基づき、あらゆる著作物分野についての平等性を目指し、できるだけ矛盾のないように整合性を確保すべきです。

写真の著作物は、映画と同じ「公表後」でしたが、1996年に他の著作物と同じ扱いになりました。写真の「公表後」は、「映画とのバランスを図る必要」と盛んに解説されていましたが、写真が「死後」になった現状において、まさに映画こそバランスを欠いた扱いとなっているわけです。

大部分の映画は、職務著作物ではありません。

厳然と人格権を持った映画の著作者が、存在しています。

「思想または感情を創作的に表現」する著作者は、自然人です。

文化芸術を生み出し、再生産する自然人の権利保護を優先していただきたい。

映画だけが特殊に扱われるべき根拠はなく、映画の著作者の「死後」を保護期間の起点にして、何の不都合もありません。

通常の映画において、映画監督が映画の著作者の代表の立場に立つことのコンセンサスは、現実的に形成されています。

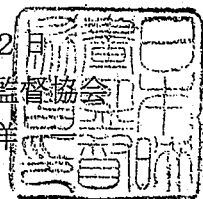
映画についても他の著作物分野と同じように、著作者の「死後」を起点とする改正により、著作権法の整合性は一步前進します。

以上、然るべき機会にご検討くださるよう強く要望します。

2007年1月12日

協同組合日本映画監督協会

理事長 崔 洋



平成19年6月25日

文化庁長官  
青木 保 殿

著作権問題を考える創作者団体協議会

議長 三田 誠 広

(社団法人日本文藝家協会副理事長)



著作権の保護期間の戦時加算問題の  
早期解決に向けて（要望）

日頃は著作権問題に関して、格別のご高配を賜り感謝申し上げます。

当協議会は、著作権保護期間の延長と併せて標記戦時加算の廃止を目指して活動しております。

このたび、著作権協会世界連合（CISAC）は、本年6月1日ブリュッセルで総会を開催し、日本にのみ課せられている戦時加算について、加盟団体が会員にこの権利を行使しないよう働きかけることを要請する決議を満場一致で採択しました。

この決議は、当協議会を構成する、日本のCISAC加盟団体からの要請に応じて採択されたものであり、長年の課題であった戦時加算の廃止に向けて、このような民間団体による国際的合意が得られたことは極めて意義深いことと考えます。

つきましては、この決議に対して何卒ご理解をいただき、戦時加算問題の早期解決に向けて特段のご配慮をよろしくお願い申し上げます。

<戦時加算とは>

戦時加算とは、太平洋戦争中においてわが国が連合国（アメリカなど15ヶ国）の著作権を保護していなかったとの理由により、1952年に調印されたサンフランシスコ平和条約により、連合国民の一部の著作物の著作権について、通常の保護期間に約10年加算して保護しなければならないとする条約上の義務です。

なお、ドイツやイタリアはこのような義務を課されていない上、戦争下において著作権が保護されていなかったとする事情は、交戦国双方に共通のものであるはずですが、この戦時加算はわが国のみに一方的に課せられているものです。



SERVING AUTHORS WORLDWIDE  
AU SERVICE DES AUTEURS DANS LE MONDE  
AL SERVICIO DE LOS AUTORES EN EL MUNDO

**BOD07-0541R2**  
**Board of Directors**  
**Brussels, 29/05/2007**  
Source language: English

01/062007

## **Resolution: Wartime prolongation in Japan**

Status: unanimously ADOPTED by the General Assembly (Brussels, 1<sup>st</sup> June 2007) (AG07-0577)

Date: 01/06/2007

Access rights: Members, Provisionals, Associates

*Resolution: Wartime prolongation in Japan*

The International Confederation of Societies of Authors and Composers – CISAC, at its General Assembly held in the city of Brussels (Belgium) on June 1, 2007,

**Notes that** under the provisions of Article 15 (c) of the Treaty of Peace with Japan concluded between the Allied Powers and Japan,

1. in cases where the Allied nationals obtained copyrights on the day before the outbreak of war, they are entitled to the privilege (referred to as "wartime prolongation"<sup>1</sup>) of extending the original copyright protection term in Japan for a period equivalent to that from December 7, 1941 until the day before the Treaty of Peace with Japan became effective with their country, and
2. in cases where they obtained copyrights during wartime, they are entitled to the privilege of extending the original copyright protection term in Japan for the period from the day of the relevant obtainment to the day before the Treaty of Peace with Japan became effective with their country

**Considers that** Japan has performed the obligation of wartime prolongation through more than 60 years after the war and that the CISAC member societies in Japan strongly wish that such obligation be dissolved, and

**Resolves that**

1. CISAC requests CISAC member societies to approach their members to no longer exercise their above rights and,
2. leaves the relevant society's decision as to when rights regarding wartime prolongation would no longer be exercised, suggesting such timing to be when the Japanese copyright protection term be extended to "life of author and 70 years after his or her death," as a guideline.

CISAC will convey this resolution to the Japanese government.

---

<sup>1</sup>Wartime prolongation is an obligation which only Japan is required to follow. It is based on the provisions of Article 15(c) in the Treaty of Peace with Japan concluded with the Allied Powers in 1952, and it provides for copyright protection with the period equivalent to the span of war added to the normal protection term on copyright which was obtained by Allied nationals before or during the World War II. The period added to copyright which was owned by Allied nationals on the day before the outbreak of war is from December 7, 1941 to the day before the Treaty of Peace became effective, while the period added to copyright which was obtained on the day of the outbreak of war and afterwards is from the day of obtainment to the day before the Treaty of Peace became effective.

The nationals of 15 countries (U.S., Canada, U.K., France, Netherlands, Norway, Belgium, Greece, Australia, New Zealand, South Africa, Brazil, Sri Lanka, Lebanon, and Pakistan) among Allied nationals, protected in Japan under International Copyright Treaties during wartime, are subject to wartime prolongation. The extension period differs depending on when the Treaty of Peace with each country was ratified, but for many countries the relevant period is approximately 10 years and 5 months (or specifically, 3,794 days).

01/06/2007

## 日本における戦時加算に関する決議

状 況：2007年6月1日、ブリュッセルで開催された年次総会において  
全会一致で採択

期 日：2007年6月1日

著作権協会国際連合—CISAC は、ブリュッセル（ベルギー）で 2007 年 6 月 1 日に開催された総会において、

連合国および日本国の間で締結された平和条約 15 条(c)の規定に基づき、

1. 連合国民が戦争開戦前に著作権を取得した場合は、日本国が 1941 年 12 月 7 日から平和条約が効力を生じた日の前日までの期間に相当する日数を通常の保護期間に加算する措置（「戦時加算<sup>1</sup>」という）を日本国において享受し、かつ
2. 連合国民が戦争中に著作権を取得した場合は、当該取得時から平和条約が効力を生じた日の前日までの期間に相当する日数を通常の保護期間に加算する措置を日本国において享受する

ことに留意しつつ、かつ

日本国が、戦後から今日に至るまでの 60 年以上にわたり一貫してこの戦時加算義務を果たしてきたこと、及び日本の加盟団体が戦時加算義務の解消を強く希望していることに鑑み、

以下のことを決議する。

1. CISAC は、加盟団体が会員に対し上述の権利を行使しないよう働きかけることを要請する。
2. 行使しないこととする時期については、日本の著作権保護期間が著作者の生存中および死後 70 年までに延長される時期等を基準に、当該加盟団体の判断に委ねる。

CISAC はこの決議を日本国政府に伝える。

<sup>1</sup> 戦時加算は日本国のみ課せられている義務。日本国が連合国との間で 1952 年に締結した「日本国との平和条約」15 条(c)の規定に基づき、連合国民が太平洋戦争前又は戦争中に取得した著作権について、通常の保護期間に戦争期間を加算して保護しなければならない。加算する期間は、連合国民が開戦の日の前日時点で有していた著作権については 1941 年 12 月 7 日から平和条約発効の前日までの日数、開戦の日以降に取得した著作権については著作権取得の日から平和条約発効の前日までの日数となる。

連合国民の中で、戦時中に著作権条約により日本国において保護義務があった 15ヶ国（アメリカ、カナダ、イギリス、フランス、オランダ、ノルウェー、ベルギー、ギリシャ、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ、ブラジル、スリランカ、レバノン、パキスタン）の国民が戦時加算の対象となる。

各国の平和条約の批准時期によって加算日数は異なるが、その期間は、多くの国では約 10 年 5 か月 (3,794 日) である。